

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
道路 使用 等	道路工事施行承認申請	発注者 (受注者代行)	道路管理者	着工前	歩道切下げ・ガードレールの撤去等	道路法第 24 条	
	道路占用許可申請	発注者 (受注者代行)	道路管理者	着工前	目的、場所、期間、構造、方法、時期、復旧方法	道路法第 32 条、 県・市町村条例	
	道路使用許可申請	発注者 (受注者代行)	警察署長	着工前	目的、場所、期間、方法	道路交通法第 77 条	
	支障移転請求	発注者 (受注者代行)	供給会社等	着工 30 日前 まで			
	工事負担金	発注者 (設計担当課)	供給会社等	着工 30 日前 まで			
共 通	指定区域内に特定施設を設ける場合						
	特定施設設置届 (指定地域内に特定施設を設置する場合)	発注者 (受注者代行)	市町村長	着工 30 日前 まで	特定施設の種類の数、騒音防止方法、配置図等	騒音規制法第 6 条、埼玉県生活環境保全条例	
	特定施設使用届 (指定地域内に特定施設を設置する場合)	使用者	市町村長	特定施設となった日から 30 日以内	特定施設の種類の数、騒音防止方法、配置図等	騒音規制法第 7 条 1 項 注：指定地域となった場合の既存施設	
	特定建設作業実施届 (指定地域内に特定建設作業を伴う建設工事を施行する場合)	発注者 (受注者代行)	市町村長	作業開始 7 日前まで	特定建設作業の種類、場所、期間、騒音防止の方法等	騒音規制法第 14 条、同法施行規則第 10 条	
	指定区域内に特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合						
	振動 関係	特定施設設置届 (指定地域内に特定施設を設置する場合)	発注者 (受注者代行)	市町村長	着工 30 日前 まで	特定施設の種類の数、振動防止方法、配置図等	振動規制法第 6 条、埼玉県生活環境保全条例
		特定建設作業実施届 (指定地域内に特定建設作業を伴う建設工事を施行する場合)	発注者 (受注者代行)	市町村長	作業開始 7 日前まで	特定建設作業の種類、場所、期間、振動防止の方法等	振動規制法第 14 条、同法施行規則第 10 条
	土砂 関係	土砂の排出の届出書	受注者	環境管理事務所長	排出を開始する日の 20 日前 まで	区域図、位置図、土砂受け入れ証明書等	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第 6 条
	省エネ 関係	省エネ措置の届出	発注者	所管行政庁 (知事等)	着工 21 日前 まで	エネルギーの効率的利用の為の措置(外壁・窓等からの熱損失防止等)	建築物省エネ法第 19 条

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令
建築物 ・ 工 作 物	建築事業報告書	発注者	建築安全センター所長等	許可申請及び計画通知書提出前	10mを超える場合等(用途地域により適用が異なる)	埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱等
	許可等申請書	発注者	知事若しくは市町村長 又は 特定行政庁	計画通知書提出前	許可等を必要とする場合	都市計画法第29、42条等及び建築基準法第43、44、48条等
	工作物の新(増・改)築許可申請書	発注者	知事又は環境管理事務所長	計画通知書提出前	県立自然公園特別地域	埼玉県自然公園条例第12条3項
	工作物の新(増・改)築届出書	発注者	知事又は環境管理事務所長	計画通知書提出前	県立自然公園普通地域内で、高さ13mを超える工作物又は延面積1,000㎡を超える建築物	埼玉県自然公園条例第14条1項
	特定生活関連施設新築等通知書	発注者	知事等	着工前	特定生活関連施設の新築等(さいたま市内は同市の条例で規定する施設の新築等)	県福まち条例第25条等
	計画通知〔確認申請〕(建築物・工作物)(省エネ計画)	発注者	建築主事	着工前	昇降機及び昇降機以外の電気、機械設備を含む。工作物は、建基令138条に指定されたもの 建築物省エネ法 11条によるもの	建築基準法第18〔6〕条 《建築物省エネ法》13条
	建築工事届 建築物除却届	発注者	知事又は市町村長	着工前	10㎡を超える場合	建築基準法第15条
	特定建築物環境配慮計画書	発注者	知事等	着工 21 日前 まで	延べ面積2,000㎡以上の新築等(さいたま市内及び川越市内は当該市の条例で規定する規模及び行為)における環境への配慮のための計画	県温暖化対策条例第20条等
	建設リサイクル法対象 建設工事通知(対象建設工事届)	発注者	知事又は市町村長	着工前 (着工7日前まで)	特定建設資材の種類、着工の時期、工種の概要	建設リサイクル法第11〔10〕条

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令
建築物 ・ 工 作 物	工事完了通知 (工事完了届)	発注者 (受注者代行)	建築主事	完了日から 4 日以内	設計書、計画書、 系統図、平面図等 を添付	建築基準法第 18 [7]条
	防火対象物使用開始 届	発注者 (受注者代行)	消防長 (市町村長又 は消防署長)	使用開始 7 日 前まで		火災予防条例第 43 条
	アスベスト事前調査結 果の報告	受注者	知事又は市長	調査後遅滞な く	全ての建築物、工 作物において事 前調査を実施し、 一定規模以上の 場合、アスベスト 使用有無に関わら ず、結果を報告	大気汚染防止法 第 18 条の 15、 同法施行規則第 16 条の 11、 石綿障害予防規 則第 4 条の 2
	特定粉じん排出等作 業(吹き付け石綿除去) 実施届	発注者	環境管理事務 所長又は市長	着工 14 日前 まで	吹付け石綿・石綿 含有吹付け材、石 綿含有保温材等 が使用されている 全ての建築物、工 作物	大気汚染防止法 第 18 条の 17、 同法施行規則第 10 条の 4
	建設工事計画届	発注者 (受注者代行)	労働基準監督 署長	着工 14 日前 まで	高さ 31m を超える 建築物等の建設、 解体、石綿除去作 業等	労働安全衛生法 第 88 条 3 項、 労働安全衛生規 則第 90 条
	建築物解体等作業届 (ただし「アスベスト除 去工事計画書」を届 出する場合は不要)	受注者 (作業を行う者)	労働基準監督 署長	作業前	天井等に石綿等 が使用されている 保温材等が張り付 けられた建築物の 解体等の作業を 行う場合の当該保 温材等の除去作 業	石綿障害予防規 則第 5 条
	特定粉じん排出等作 業完了報告書	発注者又は受注 者	環境管理事務 所長又は市長	完了後		県マニュアル・市 町村条例
	特定建築物届	発注者 (受注者代行)	知事	使用開始後 1 ヶ月以内	所在地、用途、延 面積、構造設備の 概要、建築物環境 衛生管理者名	建築物衛生法第 5 条 ※建築物衛生法 施行令第 1 条に 該当する建物
	一定の規模以上の土 地の形質の変更届出 書	発注者 (形質の変更をし ようとするもの)	知事	形質変更に着 手する 30 日 前まで	3,000 m ² 以上の土 地の形質変更	土壌汚染対策法 第 4 条
	特定有害物質取扱事 業所設置状況等調査 報告書	発注者 (土地改変者)	知事	調査後速やか に	3,000 m ² 以上の土 地の改変	埼玉県生活環境 保全条例第 80 条

主な官公署への申請手続一覧表

<p>建 築</p>	<p>建 築 物 ・ 工 作 物</p>	<p>機械等設置・移転・変 更届</p>	<p>受注者</p>	<p>労働基準監督 署長</p>	<p>着工 30 日前 まで</p>	<p>機械等で、危険若 しくは有害な作業 を必要とするも の、危険な場所 において使用する もの又は危険若 しくは健康障害を 防止するため使用 するものの設置・ 移 転・変更</p>	<p>労働安全衛生法 第 88 条 1 項</p>
----------------	--	--------------------------	------------	----------------------	------------------------	---	-------------------------------

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
電 気 設 備	電 気	保安規程届出	発注者	産業保安監督部	着工前		電気事業法第 42 条
		主任技術者選任又は解任届出	発注者	産業保安監督部	着工前		電気事業法第 43 条
		受電届	発注者	産業保安監督部	受電開始の 30 日前まで	受電電力 3000kW 以上の需要設備	電気使用制限等規則第 9 条
		工事計画届出	発注者	産業保安監督部	着工 30 日前まで	受電電圧 10 kV 以上の需要設備	電気事業法第 48 条
		使用前安全管理審査申請	発注者 (受注者代行)	産業保安監督部	使用前自主検査後 30 日以内	受電電圧 10 kV 以上の需要設備	電気事業法第 51 条
		自家用電気工作物使用開始届出	発注者 (受注者代行)	産業保安監督部	使用開始後遅滞なく	譲受け又は借受けた場合	電気事業法第 53 条
		自家用電気使用申込	発注者 (受注者代行)	電力事業者	着工前		電気供給約款 電気需給約款
		電気需給契約	発注者 (受注者代行)	電力事業者	供給承認時		電気供給約款 電気需給約款
		自家用電気工作物落成予定通知	発注者 (受注者代行)	電力事業者	落成予定確定時		電気供給約款 電気需給約款
		自主検査成績書	発注者 (受注者代行)	電力事業者	送電前		電気供給約款 電気需給約款
	電灯・電力使用申込	発注者 (受注者代行)	電力事業者	着工前		電気供給約款 電気需給約款	
	通 信	加入申込	入居機関の長 (受注者代行)	電気通信事業者	利用意志確定次第		電話サービス契約約款 12 条 (NTT の場合)
		専用申込	入居機関の長 (受注者代行)	電気通信事業者	利用意志確定次第		専用サービス契約約款 11 条 (NTT の場合)
自営端末設備の接続請求		入居機関の長 (受注者代行)	電気通信事業者	完成前		電話サービス契約約款別記 16 専用サービス契約約款別記 7 (NTT の場合)	

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
電 気 設 備	航空障害	航空障害灯(及び昼間障害標識)設置免除の申請	発注者	航空局	着工前 (4週間前まで)		航空法第51条 (及び施行規則132条の2)
		航空障害灯(及び昼間障害標識)の設置届出	発注者	航空局	工事完成時	60m以上の高さの物件を設置するとき	航空法第51条 (及び51条の2)
	電 波	高層建築物等予定工事届	発注者	地方総合通信局	着工前	伝搬障害防止区域に31mを超える建築を行うとき	電波法第102条の3
		高層建築物等工事計画届	発注者	地方総合通信局	伝搬障害防止区域に指定されたとき	建築中の場合	電波法第102条の3
		一般放送の業務登録申請及び業務開始届	発注者 (受注者代行)	地方総合通信局	(登録)業務開始前(1.5箇月以上前)、 (開始)業務開始前	引込端子の数が501以上の有線テレビジョン施設の場合	放送法第126条、 129条
		有線電気通信設備設置届	発注者 (受注者代行)	地方総合通信局	着工2週間前まで	引込端子の数が50端子までの有線テレビジョン施設の場合	有線電気通信法第3条
		一般放送の設備設置届及び業務開始届	発注者 (受注者代行)	地方総合通信局	着工2週間前まで及び業務開始前	引込端子の数が51から500までの有線テレビジョン施設の場合	有線電気通信法第3条、放送法第133条
		電柱共架申請書	発注者 (受注者代行)	電柱所有者 (電気、電気通信事業者等)	着工前	電柱番号、電柱所在地、共架設備内容等	
同時再放送同意書	発注者 (受注者代行)	各放送局	着工前	アンテナの設置場所、加入者数、業務区域等			

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
電気設備	消 防	工事整備対象設備等 着工届出	発注者 (受注者代行)	消防長又は消 防署長	着工 10 日前 まで	自動火災報知設 備、ガス漏れ警報 設備等	消防法第 17 条の 14、同法施行規 則第 33 条の 18
		消防用設備等(特殊 消防用設備等)設置 計画届出	発注者 (受注者代行)	消防長 (市町村長、消 防署長)	着工 10 日前 まで	非常警報設備、 誘導灯、非常コン セント、無線通信 補助設備等	火災予防条例
		電気設備設置届出	発注者 (受注者代行)	消防長 (市町村長、消 防署長)	設置工事開 始 7 日前まで	変電設備(20kW 以上) 内燃機関による発 電設備、蓄電池 設備(4,800Ah・セル 以上)等	火災予防条例
		燃料電池発電設備届 出	発注者 (受注者代行)	消防長 (市町村長、消 防署長)	設置工事開 始 7 日前まで		火災予防条例
		消防用設備等(特殊 消防用設備等)設置 届	発注者 (受注者代行)	消防長 (市町村長、消 防署長)	工事完了後 4 日以内	消防用設備等に 関する図書及び 同試験結果報告 書添付	消防法第 17 条の 3 の 2、同法施行 規則第 31 条の 3
	昇 降 機	計画通知・確認申請 (昇降機) ・設置届 ・廃止届 ・完了届	発注者 (受注者代行)	建築主事	着工前 廃止時 完了時	建築配置図、昇 降機据付平面 図、断面図、構造 詳細図	建築基準法第 6 条、18 条、同法施 行規則第 1 条

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
給水設備	上水道（給水装置）	給水装置工事申込書兼施工承認申請	発注者 (受注者代行)	水道事業管理者	着工前	案内図、配置図、配管図添付の上、承認を受ける（上水道・給水装置）	給水条例等
		工事完了届	発注者 (受注者代行)	水道事業管理者	完了時	工事完成図添付	給水条例等
		指定水道工事店設計審査申込	発注者 (受注者代行)	水道事業管理者	着工時	指定された者が施工審査を受ける	給水条例等
		指定水道工事店工事検査申込	発注者 (受注者代行)	水道事業管理者	完了時	工事竣工後、工事検査を受ける	給水条例等
		給水申込	発注者 (受注者代行)	水道事業管理者	使用前	申込後量水器取付	給水条例等
	専用水道	専用水道確認申請	発注者	知事	着工前	給水量、水源の種類別、地点、水質試験、施設の概要等	水道法第 33 条、同法施行規則第 53 条
		給水開始前の届	発注者 (受注者代行)	知事	使用前	水質検査、施設検査	水道法第 13、34 条、同法施行規則第 10 条、11 条
	高架水槽 高さ 8m 超過	計画通知〔確認申請〕(工作物)	発注者	建築主事	着工前	配置図、平面図、構造図、断面図添付	建築基準法第 88 条、18〔6〕条
		工事完了届	発注者	建築主事	工事完了後 4 日以内	検査を受け検査済証を受領	建築基準法第 18 条、7 条、同法施行令第 138 条
	排水設備	公共下水道に下水排水	排水設備計画届	発注者 (受注者代行)	下水道事業管理者	着工前	工事調書、案内図、配置図等添付、排水設備工事責任技術者選任
工事完了届(除外施設)			発注者 (受注者代行)	下水道事業管理者	完成後 5 日以内	検査を受け検査済証を受領	下水道条例
使用開始(変更)届			発注者 (受注者代行)	下水道事業管理者	使用前	新設開始、休止施設の再使用	下水道条例
以上の汚水排水 河川に 50 m ³ / 日		汚水排出届	発注者 (受注者代行)	河川管理者	使用前	汚水の水質、量、処理方法、排出方法等	河川法施行令第 16 条の 5

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
地下水採取	政令指定地区	建築物用地下水採取許可申請	発注者	知事 (指定都市の長)	着工前	揚水設備の配置、構造図添付	地下水法第4条、同法施工規則第1条
		地下水採取届	発注者	知事 (指定都市の長)	指定地区となった日から1ヶ月以内	使用している地下水揚水設備の用途、構造、場所	地下水法第6条、同法施行規則第4条
浄化槽	—	計画通知・確認申請	発注者	建築主事	着工前	見取図、形状、構造、大きさ等	建築基準法第18条
		浄化槽設置届	発注者 (受注者代行)	知事 (保健所設置市は市長)	着工 21 日前まで (型式認定浄化槽は、10 日前まで)	見取図、形状、構造、大きさ等	浄化槽法第5条 既設建物に新たに浄化槽を設置する場合
		工事完了届 (計画通知〔確認申請〕に基づく)	発注者	建築主事	工事完了後 4 日以内	検査を受け検査済証を受領	建築基準法第18条、7条
		浄化槽使用廃止届出書	発注者	知事 (保健所設置市は市長)	廃止後 30 日以内		浄化槽法第11条の2
		特定施設使用廃止届出書 (特定施設又は指定地域特定施設に該当する場合)	発注者	知事	廃止後 30 日以内		水質汚濁防止法第10条
消火設備	—	防火対象物使用開始届出書	所轄消防署の指定する者 (受注者代行)	消防長又は消防署長	使用開始7日前まで	設計書、仕様書、系統図、平面図等を添付	火災予防条例
		工事整備対象設備等着工届出書	所轄消防署の指定する者(受注者代行)	消防長又は消防署長	着工 10 日前まで	設計書、仕様書、系統図等を添付	消防法第17条の14、同法施行規則第33条の18
		消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届	所轄消防署の指定する者(受注者代行)	消防長又は消防署長	工事完了後 4 日以内	消防用設備等に関する図書及び同試験結果報告書添付	消防法第17条の3の2、同法施行規則第31条の3

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令
ガス設備	都市ガス	ガス工事申込	発注者 (受注者代行)	供給会社	着工前	設計図、建物平面 図添付	ガス供給約款
	液化石油ガス	液化石油ガス貯蔵又は取扱いの開始届 (300 kg以上貯蔵の場合)	発注者 (受注者代行)	消防長又は消防署長	着工前	取扱い数量、位置、構造、消火設備の概要等	消防法第9条の2、危険物の規制に関する政令第1条の10
特定高圧ガス消費届 (3,000 kg以上)		発注者 (受注者代行)	知事	消費開始の 20日前	位置、構造、設備、消費の方法	高圧ガス保安法第24条の2	
液化石油ガス設備工事届 (床面積 1,000 m ² 以上の事務所等で貯蔵能力が 500 kg超の場合)		液化石油ガス販売事業者等	消防長又は消防署長 貯蔵能力が 3,000kg 以上の場合は知事	工事完了後 遅滞なく 貯蔵能力が 3,000kg 以上の場合は 着工前	貯蔵能力、工事内容、技術上の基準に適合している書類	液化石油ガス法第36条、第38条の3、同法施行規則第51条、86～88条	
冷凍設備	1日の冷凍能力が、二酸化炭素、フルオロカーボン(不活性のものに限る)20トン以上50トン未満、フルオロカーボン(不活性のものを除く)及びアンモニア、5トン以上50トン未満、その他のガス3トン以上20トン未満						
	高圧ガス製造届	発注者 (受注者代行)	知事又は政令市	製造開始の 20日前	製造施設明細添付	高圧ガス保安法第5条2項、冷凍保安規則第4条	
	1日の冷凍能力が、二酸化炭素、フルオロカーボン及びアンモニア50トン以上、その他のガス20トン以上						
	高圧ガス製造許可申請	発注者 (受注者代行)	知事又は政令市	製造開始の 20日前	製造計画書添付	高圧ガス保安法第5条1項、冷凍保安規則第3条	
	製造施設完成検査申請	発注者 (受注者代行)	知事又は政令市	完成時	検査を受け完成 検査証を受領	高圧ガス保安法第20条、冷凍保安規則第21条	
高圧ガス製造開始届	発注者 (受注者代行)	知事又は政令市	製造開始時		高圧ガス保安法第21条、冷凍保安規則第29条		

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令	
ボイラー及び第一種圧力容器設備	新設のもの	構造検査申請	製造者	登録製造時等検査機関（又は労働局長）	製造後	検査を受け刻印及び明細書に検査済印を受ける 注：現場組立のボイラーにあつては設置完了後に構造検査を受ける	労働安全衛生法第38条、ボイラー規則第5条(第1種圧力容器の場合第51条)
		設置届	発注者 (受注者代行)	労働基準監督署長 (埼玉県人事委員会委員長)	着工 30 日 前まで	明細書、構造検査証、配置図、配管図等	労働安全衛生法第88条、ボイラー規則第10条(第1種圧力容器の場合第56条)
		落成検査申請	発注者 (受注者代行)	労働基準監督署長 (埼玉県人事委員会委員長)	落成時	検査を受け検査済証を受領	労働安全衛生法第38条、ボイラー規則第14条(第1種圧力容器の場合第59条)
	再使用のもの	使用再開検査申請	発注者 (受注者代行)	労働基準監督署長 (埼玉県人事委員会委員長)	完成時	構造図、明細書、配置図等	労働安全衛生法第38条、ボイラー規則第46条

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令
ボイラー	小型	設置報告	受注者	労働基準監督署長 (埼玉県人事委員会委員長)	竣工時	構造図、明細書、配置図等	ボイラー規則第91条 労働安全衛生法第100条
	—	熱風炉・炉・かまど・ボイラー(小型以下)					
火を使用する設備	—	火を使用する設備等の設置届	発注者 (受注者代行)	消防長 (市町村長、消防署長)	着工7日前まで	設置概要、配置図等	消防法第9条、火災予防条例
	指定数量の三十倍超過	危険物保安監督者選任届	発注者 (受注者代行)	知事、市町村長又は消防署長	選任したとき 遅延なく		消防法第13条、危険物の規制に関する政令第31条
危険物の製造所・貯蔵所・取扱所	指定数量以上	危険物設置許可申請 (製造所・貯蔵所・取扱所)	発注者 (受注者代行)	知事又は市町村長	着工前	製造所等の構造、設備図面等添付	消防法第11条1項、危険物の規制に関する政令第6条
		水張・水圧検査申請	製造者	知事又は市町村長	施工中	容器に配管、附属品を取付ける前に申請	危険物の規制に関する政令第8条の2の2、火災予防条例
		完成検査申請	発注者 (受注者代行)	知事又は市町村長	完成時	検査を受け検査証を受領	危険物の規制に関する政令第8条
	1/5以上	少量危険物の貯蔵・取扱届出	発注者 (受注者代行)	消防署長	完成時	品名、数量等	火災予防条例
ばい煙関係	—	ばい煙発生施設設置届	発注者 (受注者代行)	知事又は指定都市の長	着工60日前まで	ばい煙発生施設の種類、構造、使用方法、処理方法等	大気汚染防止法第6,10,31条、大気汚染防止法施行令第13条
クレーン	つり上げ荷重3トン以上						
	—	クレーン設置届	発注者 (受注者代行)	労働基準監督署長 (埼玉県人事委員会委員長)	設置工事開始30日前まで	明細書、組立図、強度計算書等	労働安全衛生法第88条、同法施行令、クレーン等安全規則第5条
クレーン	つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満						
	—	クレーン設置報告書	発注者 (受注者代行)	労働基準監督署長 (埼玉県人事委員会委員長)	クレーン設置前		労働安全衛生法施行令第13条3項、クレーン等安全規則第11条

主な官公署への申請手続一覧表

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令
有機溶剤	—	有機溶剤設備等設置届	発注者 (受注者代行)	労働基準監督署長 (埼玉県人事委員会委員長)	設置工事開始 30 日前まで	作業場所図面、設備等の図面、適用書等添付	労働安全衛生法第 88 条
ダイオキシン	—	廃棄物焼却施設解体工事計画届出	受注者 (施工業者)	労働基準監督署長	工事開始 14 日前	廃棄物焼却炉 (火格子面積が 2 m ² 以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上)	労働安全衛生法第 88 条 3 項、労働安全衛生規則第 90 条
景観	—	景観計画区域内における行為の届出	発注者 (受注者代行)	市町村長	行為着手 30 日前	一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕等	景観法第 16 条 1 項、同法施行規則第 1 条 埼玉県景観条例
埋蔵文化財	—	埋蔵文化財発掘の通知	発注者	埼玉県教育委員会教育長またはさいたま市教育委員会教育長	工事計画策定前	工事箇所的位置図、工事の概要がわかる図面等添付	文化財保護法第 94 条
緑地	区域内行為	ふるさと緑の景観地の区域内行為届出	発注者	知事 又は市長 村長	行為着手 30 日前	一定規模を超える建築物・工作物の新築、新築又は改築等	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第 10 条
	緑化計画	緑化計画届出	発注者	知事 又は市長 村長	建築基準法第 18 条による「計画通知」の提出を行う前	敷地面積 1,000 m ² 以上の建築 (新築、改築、増築、移転)	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第 26 条

(注) 各申請手続は各工事ごとに必ず確認すること。一覧表は参考資料です。

表中の法令の略称を次に示す。

県福まち条例：埼玉県福祉のまちづくり条例

建築物省エネ法：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

建築物衛生法：建築物における衛生的環境の確保に関する法律

地下水法：建築物用地下水の採取の規制に関する法律

液化石油ガス法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

ボイラー規則：ボイラー及び圧力容器安全規則

県温暖化対策条例：埼玉県地球温暖化対策推進条例